生活規則

１．校内生活

（１）欠席・遅刻・早退をする場合は事前に届け出る。

（２）通学用の自転車・バイク・自動車は所定の場所に止め、必ず施錠する。

（３）忘れ物・落とし物は直ちに届け出る。

（４）成人でも学校および敷地内での喫煙・飲酒は厳禁とする。

（５）頭髪・服装などは高校生としてふさわしいものとする。

（６）学校の施設、設備を大切に扱う。破損した場合は直ちに担任に届け出る。事情によって破損箇所の修理費などを弁償する。

（７）校内の環境美化に努め、土足や落書きをしない。また、上履きは原則として指定の運動靴とする。

（８）掲示物などを掲示する場合は、事前に学校に届け出る。

（９）署名運動・募金運動・グループ結成・集会などを行う場合は、学校に届け出る。

２．校外生活

（１）離職・転職・住所変更・下宿・間借りをする場合は担任に届け出る。

３．通　　学

（１）原動機付自転車・自動二輪車・自動車通学をする場合は事前に許可を得なければならない。

（２）交通事故を起こした場合は直ちに警察・学校・保護者・勤務先に連絡すること。

（３）任意保険には必ず加入すること。

４．保健室利用に関する事項

（１）保健室を利用するときは、養護教諭の指導に従う。

（２）保健室利用カードは、ホームルーム担任または教科担任に提出する。

５．問題行動に関する事項

（１）生徒の問題行動が判明した場合、必要と認められる場合には以下の措置がとられる。

（ア）訓告　（イ）停学　（ウ）退学

（２）下記の問題行動をおこした者は上記の措置を含め、それぞれ状況に応じて特別措置を受けなければならない

（ア）喫煙（喫煙具所持も含む）、飲酒行為。

（イ）窃盗、万引き（盗電も同じ）行為。

（ウ）暴行、傷害（脅迫、恐喝等を含む）行為。

（エ）定期試験中の不正行為。

（オ）故意に校舎、校具、公共物を破損した場合。

（カ）その他、教師への暴言および上記に類する問題行為。

（３） 下記に該当すると認められた者は、懲戒による退学を命ぜられることがある。
(ア)性行が不良で改善の見込みがない者。
(イ)著しく学業を怠って成業の見込みがない者。
(ウ)学校の秩序を乱した者。
(エ)その他、本校の生徒としての本分に反した者。

６．停学について
（１）停学の期間は原則として問題行動が判明し指導が開始された日からとされる。
（２）指導の形態については状況に応じて家庭謹慎、または登校指導とされる。
（３）期間中は反省日誌、および課題学習に取り組み、必要に応じて指導を受けなければならない。
（４）申し渡しおよび解除については、保護者・本人同席の場で行われる。
（５）期間中は特別な理由がある場合を除き、外出は禁止とする。

車両に伴う諸手続き（各種届・許可）

１．次の場合は担任を通して、取得願・届・許可願を提出しなければならない。
（１）運転免許取得願・・・運転免許取得を希望する場合
（２）運転免許取得届・・・運転車両免許（乗用車・バイク等）を取得した場合
（３）車両通学許可願・・・車両で通学する場合
※通学許可願は「運転免許証」および「任意保険加入証明書」のコピーと一緒に提出する。
（４）送迎車通学許可願・・・送迎車での通学の場合
※ 別紙用紙参照のこと。
（５）自転車通学許可願・・・自転車で通学する場合

２．車両に関わる許可条件
（１）運転免許取得者、または、車両通学希望者は関係書類の手続き後、担任・保護者同席のうえ面談し、誓約書を提出する。
（２）家族以外の同乗は原則認めない。但し、やむを得ない事情により同乗させる場合は、保護者間の同意を得ること。
（３）送迎車による通学は、保護者またはそれに準ずるものとする。
（４）任意保険には必ず加入すること。
※ 別紙用紙参照のこと。
（５）免許証取得希望者および車両通学希望者は以下の条件を満たしたものとする。
(ア)自動車学校通学によって高校生活に支障をきたさないこと。
(イ)車両の管理に関わる保護者の協力が確認できること。